

前回までの議論を踏まえた現在の検討状況

- 1 マンガン合金製造等におけるマンガンばく露低減措置について
 - (1) ACGIH の提案書によれば、インハラブル粒子とレスピラブル粒子の比は、マンガン合金製造については 10 : 1 程度とされているため、現在の管理濃度である $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ (総粉じん) と、現在検討されている $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ 又は $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ (レスピラブル粒子) とは大きく変わらない可能性がある。
 - (2) このため、製鉄、マンガン合金製造等におけるレスピラブル粒子のマンガンの濃度と、総粉じん粒子のマンガンの濃度との比率を調査する。
 - (3) 調査結果を踏まえ、マンガンばく露低減措置の内容を検討する。

- 2 溶接ヒュームによるマンガンばく露の低減措置について
 - (1) 溶接ヒュームに係る特定化学物質障害予防規則の適用については、法令改正によって明確化する方向で検討。
 - (2) 溶接ヒュームによるマンガンばく露について、実際の溶接作業場においてどの程度のばく露があるのか実態調査 (資料 3 - 3 参照) を実施する。
 - (3) 調査結果を踏まえ、マンガンばく露低減措置の内容を検討する。

- 3 呼吸用保護具について
 - (1) マンガンの濃度の測定結果を踏まえ、工学的対策のみで対応するのは難しい場合は、必要な防護係数を有する保護具の選定方法を検討する。
 - (2) 検討にあたっては、指定防護係数 (訓練された者が正常に機能する呼吸用保護具を正しく着用した場合に、少なくとも得られるであろうと期待される防護係数) の明確化を含め、日本工業規格 (JIS T8150) の原案作成委員会と連携を図る。

- 4 管理濃度の値について
文献を精査し、管理濃度を $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ (ACGIH)、 $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ (EC) のいずれとするか検討する。